県

次

目

則

規

○公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の

部を改正する規則

示

○平成二十五年宮城県告示第八号 (南三陸金華山国定公園の特別地域内の

行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例)の一部改正

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

○建設業許可の取消し

○造成宅地防災区域の指定

○土地改良事業の施行の認可

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

選挙管理委員会

○政治団体の届出事項の異動届 〇政治団体の届出

(1)

宮

○都市計画の変更

○都市計画変更の図書の写しの縦覧 (三件

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可

○開発行為に関する工事の完了

(東部地方振興事務所)

建築宅地課

同 同

〇有害図書類の指定

○消防法に基づく指定試験機関の名称の変更

消 防

課

=

公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに

公布する。

平成二十五年三月十五日

(私学文書課)

ページ

○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施 ○宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

規

則

○資金管理団体の指定取消しの届出

公安委員会

(共同参画社会推進課 (自然保護課)

(障害福祉課 兀

同 四

(事業管理課

(都市計画課)

五 兀

十八号)の一部を次のように改正する。

五

○宮城県規則第五号

公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

宮城県知事

村

井

嘉

浩

公立大学法人宮城大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成二十一年宮城県規則第三

第十八条第一項中「第二章第十一節第八十四」を「第一章第十一節第八十五」に改める。

第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える

(特定除去費用等の指定)

第十九条 知事は、法人が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等(会計基

益を得ることが見込まれないと認められる場合には、当該除去費用等を特定除去費用等(同節第八 準第一章第十一節第八十八に規定する除去費用等をいう。) について当該除去費用等に対応する収

十八の規定により、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額する除去費用等をいう。)

として指定するものとする。

(教育庁高校教育課)

(建築宅地課)

六

2 できるものとする。 前項の規定による指定は、 法人が資産除去債務を負債として計上するまでの間に限り行うことが

九 八

〇政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十二年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十三年分)

〇政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十五年分) 〇政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十四年分)

城

行

宮 県 (総務部私学文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

○資金管理団体の届出事項の異動届

〇政治団体の解散届

 $\overline{}$

_

 $\overline{\circ}$ $\overline{\circ}$

Ξ Ξ

Ξ

兀 五

第2440号 平成25年3月15日 金曜日 宮 城 県 公 報 (2)

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

告

示

○宮城県告示第百七十二号

り危険物取扱者試験事務及び消防設備土試験事務を委任した指定試験機関から、次のとおりその名称 を変更した旨届出があったので、同法第十三条の八第三項及び第十七条の九第四項の規定により告示 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十三条の五第一項及び第十七条の九第一項の規定によ

平成二十五年三月十五日

宮城県知事 村 井

嘉 浩

¬第 第十

|種特別地域」の下欄条第四項第六号の表中

四十パー セント

|百パーセント

第第

|種特別地域」の中欄条第四項第六号の表中

ニ十パーセント

六十パー セント

第十一条第四項第四号

千平方メートル

|百平方メートル

第十一条第四項第1

号

階建

三階建

十メートル

十三メートル

規

則

読 み 替 え 前

読 み 替 え 後

习 万 二 一 王 全 区 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 万 一 万 万 一 万 万 一 万 万 一 万 一 万 一 万 一 万 一 万 一 万 一 万 一 万 一 万 万 万 一 万		変更後
戈二 	則対団法人消防試験研究センター	変更前
変更年月日	事業所の名称	

○宮城県告示第百七十三号

平成二十五年宮城県告示第八号 (南三陸金華山国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適

平成二十五年三月十五日

用する地域及び基準の特例)の一部を次のように改正する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二号から第六号までの規定中「及び第九項本文」を「及び第九項」に改める。

第六号の次に次の四号を加える。

七 小室地区(石巻市北上町十三浜字上ノ山の一部の地域)

るものとする。 表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替え 当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項に規定する行為については、 次の

四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。 なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号並びに同条第九項第

> 八 竹浜地区 (石巻市竹浜の一部の地域

第十一条第九項第七号口

千平方メートル

|百平方メートル

|百平方メートル

第十一条第九項第三号

千平方メートル

るものとする。 表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替え 当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項に規定する行為については、

四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、 なお、当該地区においては、 規則第十一条第四項第七号、 第九号及び第十号並びに同条第九項第 適用しない。

規則	読み替え前	読み替え後
第十一条第四項第二号	二階建	三階建
	ドナードナ	十三メートル
第十一条第四項第四号	千平方メー トル	百九十平方メートル
「第三種特別地域」の中欄第十一条第四項第六号の表中	ニ+パー セント	六十パーセント
「第三種特別地域」の下欄第十一条第四項第六号の表中	六十パーセント	二百パーセント
第十一条第九項第三号	千平方メートル	百九十平方メートル

九 第十一条第九項第七号口 前網浜地区 (石巻市前網浜の一部の地域) 千平方メートル 百九十平方メートル

るものとする。 表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替え 当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項に規定する行為については、

次の

四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。 なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号並びに同条第九項第

規則	読み替え前	読み替え後
第十一条第四項第二号	二階建	三階建
	+メートル	十三メートル
第十一条第四項第四号	千平方メートル	百九十平方メートル
「第三種特別地域」の中欄第十一条第四項第六号の表中	ニ+パー セント	六十パーセント
「第三種特別地域」の下欄第十一条第四項第六号の表中	六十パー セント	二百パーセント
第十一条第九項第三号	千平方メートル	百九十平方メートル
第十一条第九項第七号口	千平方メートル	百九十平方メートル

+ 小指地区 (石巻市北上町十三浜字浪田の一部の地域) 宮

るものとする。 表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替え 当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項に規定する行為については、 次の

しない。 一号、第二号、 なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、 第四号及び第五号並びに同条第二十三項第一号から第二号の二までの規定は、適用 第九号及び第十号並びに同条第九項第

規
則
読み替え前
読み替え後

三百三十平方メートル	千平方メートル	第十一条第九項第七号口
三百三十平方メートル	千平方メートル	第十一条第九項第三号
二百パーセント	六十パーセント	「第三種特別地域」の下欄第十一条第四項第六号の表中
六十パーセント	ニ+パーセント	「第三種特別地域」の中欄第十一条第四項第六号の表中
二百パーセント	四十パーセント	「第二種特別地域」の下欄第十一条第四項第六号の表中
六十パーセント	-	「第二種特別地域」の中欄第十一条第四項第六号の表中
三百三十平方メートル	千平方メートル	第十一条第四項第四号
十三メートル	+メートル	
三階建	一階建	第十一条第四項第二号

○宮城県告示第百七十四号

を青少年に有害な図書類として指定する。 青少年健全育成条例 (昭和三十五年宮城県条例第十三号) 第十八条第一項の規定により、次のもの

平成二十五年三月十五日

指定図書類

宮城県知事 村 井 浩

ā	E.	四	Ξ	=	_	番号
л T	锥	雑	雑	雑	雑	種
Ė	志	誌	誌	誌	誌	類
57624-77	必人妻ぎかり美元づくし	精勤女子の裏職歴05167-3	実話時報ゴールデン 2013 3月号02060-02	弾丸Dash vol 12	号 エキサイティングマックス! 2013 4月	図書類の名称
体有	(株) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	株 竹 書 房	株 竹 書 房	株計遊舎	㈱ぶんか社	発

	+		+		九		八		t		六
	雑		雑		コミック		コミック		雑		**
	誌		誌		ク		ク		誌		誌
6 4 2 4 2 8 8	大人のお得技ベストカタログ	0 1 8 0 5 4	裏モノJAPAN 2013 4月号	54930 - 16	イケない発情男子寮	54930 0-07	征服婚。	0 8 5 7 7 3	無敵恋愛エス ガール 2013 3月号	0 7 6 8 9 0 2	微熱SUPERデラックス 2013 2月号
	㈱三オブックス		(株) 鉄人社		(株) 祥伝社		(株) 祥伝社		㈱ぶんか社		2月号 ㈱セブン新社

指定理由

類にあっては著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。 図書類の内容が、一から九までの図書類にあっては著しく性的感情を刺激し、十及び十一の図書

○宮城県告示第百七十五号

所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通

平成二十五年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四五〇二二〇〇四 事 業 所 番 号 所在地の名称及び サービス放課後等ディ 支援の種類指定障害児通所 石巻祥心会 社会福祉法人 設置者名 四平 月成 指定年月日 一二 日十五 年

〇宮城県告示第百七十六号

ビス事業者として次のとおり指定したので、 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サー 同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年三月十五日

ー ビスの種類指定障害福祉サ 設置者名 指定年月日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

事

業

所

番

号

所在地の名称及び

〇四一五〇〇五七

ターアミカ大崎介護セン

重度訪問介護

M株式会社HC

三平 月成

一 日十 五 年

0四---00--七

番二十号 岩沼市館下一丁目二十 チェー・

型就労継続支援B

協会 ス・バーガー ガー ガーン活

三平 月成

日十五年

〇四一〇五〇〇一八五

目二番四号 気仙沼市八日町二丁 大山沼市八日町二丁 大山沼学 大山沼学

| 重度訪問介護

二平 月成

一日十五年

〇四 | 〇三〇〇 | 〇七

三号 塩竈市旭町十八番十アースサポート塩釜

同行援護

ト株式会社アースサポー

三平 月成

一日十五年

○宮城県告示第百七十七号

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消

した。

平成二十五年三月十五日

許可を取り消した年月日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

平成二十五年三月五日

商号又は名称等

中川精式会社・デク	早 女 広行 なん ない	鈴木 栄雄 有限会社丸す建	沼崎 明 和	び代表者の氏名商号又は名称及
- 三十九仙台市青葉区木町十六	- 九名取市飯野坂一丁目八	西野々十六 - 二加美郡加美町字上野目	丁目五 - 二十八仙台市宮城野区原町三	主たる営業所の所在地
百第十二十四号二十四号二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	百五十七号 般 - 二十四 十二十四	十第般 九八千二 号八十二 八百二	第二二十二号	許建 可設 番号業
一部廃業 大工工事業 大工工工事業 大工工工事業 事業	とび・土工工事業一般建設業	一般 一般 一般 是 是 設 業 業	とび・土工工事業 十二本工事業 ・土木工事業	業の種類 を取り消した建設 申請区分及び許可
平成二十五年	平成二十五年	平成二十五年	平成二十五年	受付年月日

○宮城県告示第百八十一号	東田 同当人 オサコ	多食气 アジー老札 ラノ は余田	同写派分 多食品	多食が	多原产品的	(5)
一宮切場所(二万音者で言画語)				5.皮色强了原化、桑官原化、		
					2 廃止する部分	平
縦覧場所		源光の各一部	築館字伊豆野原及び築館字源光の各一部	築館伊豆三丁目、築館字伊豆	栗原市、築館	成2
2 名称 岩沼市流域関連公共下水道				• -	3	:5年
1 種類 仙塩広域都市計画下水道						3 /
				鄁市汁画の変更に系る上也の区域	二 『都市計画の変更	月1:
				- 一七号金成若柳線	三五.	5日
3 月				三・四・七号石越駅四ッ谷線	三・四	ž
平成二十五手三月十五日				三・四・二号源光町田線	2 名称 三・四	金曜
従笔に共する。				栗原都市計画道路	1 種類 栗原都	日
津第百号)第二十一条第二頃において隼用する司法第二十				及び名称	一都市計画の種類及び名称	
岩沼市から山温公域節节計画変更の図書の写しの美寸を	嘉浩	宮城県知事 村 井	宮城			室
				月十五日	- 平成二十五年三月十五日	3
宮城県庁 (土木部都市計画課)						ţ
三 縦覧場所	0	公衆の縦覧に供する	画課)において	いての関係図書を宮城県庁(土木部都市計画課)において公衆の縦覧に供する。	ついての関係図書を	城
名称・六号岩沼市ごみ焼却場	り、当該都市計画に	条第二項の規定によ	する同法第二十二	同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、	なお、同法第二十	
			した。	栗原都市計画を次のとおり変更した。	規定により、栗原都	県
	て準用する同法第十八条第一項の	において準用する同	二十一条第二項	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項におい	都市計画法(昭和	4
				十八号	○宮城県告示第百七十八号	公
		建設業法第二十九条第一項第四号に該当	業法第二十九条	建設業に係る廃業等の届出があり、建設	建設業に係る廃	幸
				医	三 許可,取消しの原因	B
仙塩広域都市計画ごみ焼却場						
一都市計画の種類		造製工事業	-		7 1	
字	平成二十五年	一一 金般部 法建廃 工設業 事業 集	写第般 七一二 十万二 三八十 号千 号五	昭和北百七十五 - 二仙台市太白区四郎丸字	大村 诚 日成施設株式会	
縦覧に供する。		建具工事業業				
律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十		内装仕上工事業				
岩沼市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を		塗装工事業				
○宮城県告示第百七十九号		版金工事業 鉄筋工事業 1				第2
登米市 石越町南郷字西門沖及び同字館前の各一部		綱構造勿工事業ブロック工事業				2440
び同字川北埣柳の各一部		タイル・プログ・				号
同字福岡四ッ谷、同字川北並柳、同字川北		室 足工事業 業				

並柳、同字川北東、同字川北中文字、同字川北新中谷地及

する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法

宮城県知事

村

井

嘉

浩

の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法

する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の

宮城県知事

村

井

嘉

浩

平成二十五年三月八日 変更認可の年月日 平成十年十月三十日 設立認可の年月日

○宮城県告示第百八十三号

成宅地防災区域として指定する

平成二十五年三月十五日

宅地造成等規制法 (昭和三十六年法律第百九十一号)第二十条第一項の規定により、次の区域を造

兀

Ξ

事務所の所在地

大河原町字新南十九番地

大河原町広表土地区画整理組合

組合の名称

縦覧に供する。 律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の 仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、 都市計画法 (昭和四十三年法

十六番百二十五、百四十六番百二十六、百四十六番百二十七、百四十六番百二十八、

百四十六番百二

平成二十五年三月十五日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

仙塩広域都市計画高度利用地区

都市計画の種類

縦覧場所

=

宮城県庁 (土木部都市計画課)

○宮城県告示第百八十二号

理組合の事業計画の変更について認可した 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整

平成二十五年三月十五日

村 井 嘉

宮城県知事

浩 ○宮城県告示第百八十四号

月六日認可した。 項の規定により、登米吉田土地改良区が行う土地改良事業 (維持管理事業) の施行を平成二十五年三 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

平成二十五年三月十五日

所 長 大 内

仁

区) に係る開発行為は、その工事を完了した。 〇都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域 (工

公

告

平成二十五年三月十五日

地域の名称 工事を完了した開発区域 (工区) に含まれる

=

東松島市大曲字前畑八十七番二十

宮城県知事

村

井

嘉

浩

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 東松島市矢本字上河戸二百八十八番地七 宮城県知事 村 井 浩

十五、百四十六番百十六、百四十六番百十七、百四十六番百十八、百四十六番百十九、百四十六番百 番百三、百四十六番百四、百四十六番百十二、百四十六番百十三、百四十六番百十四、百四十六番百 Ŧ 塩竈市青葉ヶ丘一番二百三十、 百四十六番百二十一、百四十六番百二十二、百四十六番百二十三、百四十六番百二十四、 百四十六番九十七、 百四十六番九十八、百四十六番百二、百四十六 百四

> に限る。 四及び七十七番十五並びに七十一番一、七十一番三十九及び七十七番一の各一部 (次の図に示す部分 番十四、七十一番十五、七十一番二十一、七十一番二十二、七十一番二十七、七十七番二、七十七番 各一部(次の図に示す部分に限る。)、同市字石田七十一番七、七十一番十一、七十一番十二、七十一 番百八十二、百四十六番百八十三、百四十六番百八十五、百四十六番百八十六、百四十六番百八十七、 十九、百四十六番百三十、百四十六番百三十一、百四十六番百三十二、百四十六番百三十三、百四十 六、一番二百二十八、一番二百二十九、一番二百三十二、七十一番三十四及び百四十六番百九十八の 百四十六番百九十五、百四十六番二百、百四十六番二百二及び百四十六番二百三並びに一番二百二十 六番百三十四、百四十六番百三十五、百四十六番百三十六、百四十六番百三十七、百四十六番百三十 百四十六番百三十九、百四十六番百四十、百四十六番百四十一、百四十六番百八十一、百四十六

縦覧に供する。 (「次の図」は、 省略し、その図面を宮城県庁 (土木部建築宅地課) 及び塩竈市役所に備え置いて

宮城県東部地方振興事務所

第2440号 ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す 平成二十五年三月十五日 佐々木里絵 佐々木真人

宮城県知事 村 井 嘉

浩

入札に付する事項

- 2 1 購入物品の仕様等 購入物品及び数量 入札説明書による A重油 (JIS一種二号) 百六十キロリットル
- 3 納入期限 平成二十五年四月二十三日 午前九時
- 4 納入場所 宮城県石巻市 石巻工業港内 「宮城丸.
- 5 今後調達が予定される数量の概数及び入札公告予定時期 八十キロリットル 平成二十五年六

二百キロリットル 平成二十五年八月

入札に参加する者に必要な資格に関する事項

人札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の四の規定に該当しない者であ
- 2 県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登載されている者又は開札時までに宮城
- 3 をしていない者であること。 る廃止前の和議法 (大正十一年法律第七十二号) 第十二条第一項の規定による和議開始の申立て 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) 附則第二条によ
- の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第 なされなかった者とみなす。 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可
- 5 更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ 従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。) であること。 ただし、同法に基づく 開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者 (同法附則第二条の規定によりなお 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) 第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続

の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす

- 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
- れにも該当しない者であること 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいず

為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

- 又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理 営に事実上参加していると認められるとき 第二条第六号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) である場合又は暴力団員が経 による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。) 事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。) が暴力団員 入札に参加しようとする者の役員等 (法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店
- り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団 (以下 者」という。) の威力を利用するなどしていると認められるとき。 わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係 「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図
- 又は関与していると認められるとき 下「暴力団等」という。) 又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人 等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以
- していると認められるとき。 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
- 因 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取 引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
- 当該物品とほぼ同等量を、船舶に数回以上納入した実績を有すること

8

- 理班 (〒九八〇 八五七〇) 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管 三三五)へ平成二十五年四月一日午後五時までに提出すること 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札に参加を希望する者は、 電話〇二二-二二 - 三 当県所定
- 入札書の提出場所等

Ξ

〒九八〇-八四二三 仙台市青葉区本町三丁目八番一号に問い合わせ先 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並び

2 入札説明書の交付期限

宮城県教育庁高校教育課調整班 (担当

荻野 智志 電話〇二二-二二一-三六二一)

6

び地方消費税の額を加えない金額を入札書に記載すること。

一般競争入札参加資格審査平成二十五年四月一日午後五時まで

3

該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において当入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年十二月七日までに

- 4 入札書の提出期限及び場所等

入札の期間(平成二十五年四月二日午前九時から平成二十五年四月九日午後五時まで)

二書面により入札書を提出する場合

提出期限
平成二十五年四月九日午後五時まで

公

- 入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。)にて到達すること。ただし、八 郵送による場合は、イの日時までに配達証明付書留郵便 (封筒に入札に係る調達物品の名
- 5 開札の日時及び場所

宮

城

県

ロイ

提出場所 1に同じ

平成二十五年四月十日午前十時 高校教育課内 (宮城県行政庁舎十六階)

入札に参加することができない者

兀

- 1 二に定める資格を有しない者及び三の3の審査により資格を有しないとされた者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の交付を受けない者

五 その他

- 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- よる。 びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年三月三十日宮城県規則第四十六号)に2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定並2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定並
- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- | 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札

者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

- ため、契約金額は、消費税及び地方消費税の額を加えない金額とするので、入札金額は消費税及入札金額の記載方法(内国貨物船用品積込承認申告により消費税及び地方消費税が免除となる)
- 定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。落札者の決定の方法(本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予
- 最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無 無
- 契約書作成の要否 要
- 申請書等の作成に関する経費(申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 詳細は、入札説明書による。

10 9 8 7

六概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to be Procured: Fuel Oil (JIS (K2205-1980) Class 1, No. 2) 160

Kiloliters

- 2 Deadline for Delivery: April 23, 2013
- Place of Delivery: Miyagimaru, Ishinomaki Port, Miyagi Prefecture

ω

- 4 Deadline for Bid : April 9, 2013, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person: Satoshi Ogino, General Affairs Section, Upper Secondary School Education Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. TEL: 022-211-3621

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十四号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一項の規定により、次のとおり政治団

体の届出があった。

平成二十五年三月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

- その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)
- 国会議員関係政治団体以外の政治団体

(-)

(イ)

代表者 会計責任者

((9)	平	成25	年 3	3 月	15 E	3	:曜	日 		宮		城	ļ	₹	公		報						第2	440 号	ļ
		自由民主党鹿島台支部	社会民主党宮城県連合	政治団体の名称	→ 政党の支部			平成二十五年三月十五日	体の届出事項を異動した旨届出があった。	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定により、	○宮選管告示第二十五号	米木正二後援会	森とし子を支える会		みかみ庄一郎後援会	早坂いさお後援会	会的言語	南郷支部を支援する	丹野のりひこ後援会	鈴木とも子後援会	鈴木茂後援会	佐藤まさる後援会	る会さくら連絡橋を考え	大沼忠弘後援会	猪股俊一後援会	政治団体の名称
	の 氏 氏 名		所の所を生物である。	異動事				7十五日	た旨届出が	和二十三年	芌	中島勝	児玉 芳江		味上庄一郎	早坂伊佐雄		電 形 正幸	千葉巖	鈴木 栄喜	相沢英資	小野寺正美	柴田 民雄	大浪 順治	石垣正年	の 氏 名
				項					あった	法律第		** *	森		髙橋	早坂		· 青 木	菅野富:	宮野	鈴木	大嶋		 村 上	吉岡	Ø
		佐々 昭夫	四台 市青						. 6	首九十		千代	俊道		宏弥	·· 裕 子		専夫	富次郎	園子	俊子	聖次	高橋みちほ	喜行	利文	氏名
	5	夫	一四 - 一四 仙台市青葉区二日町	新			宮城県			四号)第七		加美郡加美町南町一二七 -	一二 柴田郡柴田町船岡土手内二 - 二 -	<u> </u>	加美郡加美町字町裏八番三一 -	加美郡加美町字小瀬屋敷六三	- ji	遠田郎美里町二椰字 <u>後</u> 送二号四〇	柴田郡柴田町船岡東四 -	加美郡加美町字矢越三〇九 - 一	加美郡加美町字一本杉四二六 - 九	栗原市若柳字上畑岡米ケ浦七八	柴田郡柴田町西船迫四 - 二 - 九二	柴田郡大河原町大谷字町向一三四	- 二 加美町宮崎字屋敷四 - 四二	
	<u> </u>					委 員	選挙管			条第一		美町南	企 田 町 船	<u>.</u>	美町字	美町字	Ē	至 町 二	和町船	美町字	美町字	柳字上	田町西	介原町	美町宮	た る 事
		攻	二市一青	旧		長	宮城県選挙管理委員会			項 の 規		町	留土手		町裏八	小瀬屋	乡 1	郎字	岡 東 四	矢 越	本杉	畑岡米	船迫四	大谷字	[崎字屋	主たる事務所の所在地
			七 - 二一仙台市青葉区二日町			菊地	会			定によい		七	内	<u>!</u> -	番三 -	敷六三	14 - - -	袋 号 元	- 六 五	O 九 - -	四 六-	ケ浦七ハ	<u>-</u>	町 向	敷四	// 在 地
	<u> </u>					光						亚			_	亚		_								
	月二十二日		平成二十五年	届出年月日		輝				次のとおり政治団		平成二十五年 平成二十五年	平成二十五 年 日	二月十八日	成二十	一月十八日 平成二十五年	一月九日	或 干 月	平成二十二十五年1	平成二十五年	平成二十五年	平成二十五年	平成二十五年	平成二十五年	平成二十五年	届出年月日
	日	年	十年 八 日	日						政治団		十五 六年 日	十五 八年 日	八日	五年	十五 八年 日	月五九日	五 十 三 日	-五 / -年 / 	月五 八年 日	月五 四年 日	十五 二年 日	十五 四年 日	月五 一年 日	十五 八年 日	月日
			大浪俊惠後援会	伊爾は二三後接名	日表りうこを受え	伊藤栄後援会			泉区都市問題研究会		石川 司道後接会			石垣正博後援会			未来の町を創る会		明日の緒絶川を考える	沙里草 本名 技名		□ その他の政治団体	支部 民主党宮城県第3区総	合会民主党宮城県総支部連	市太白区第一支部自由民主党宮城県仙台	部自由民主党多賀城市支
	の会 計責任者	の氏名	表	所またる所在地	三ころ事务	の代 氏表 名者	の 会計責任 名	の 氏: 名:	表	の会計 責任 名者	の代 氏表 名者	長氏	会計責任者	か代 氏表 名者	の会計 氏計 名書	の氏名	代表者	の 氏 舌 名 計 責 任 者	の代 氏表 名者	i 氏i 氏i	会計責任者 異動事項	政党、政党	所の所在 地 を 事務	の代 氏表 名者	の 会 計 責 任 者	の会 計責任 名
	鈴 木		渡辺			鎌田	鈴 木	i	斉藤	佐藤	干賣		高田	渡辺健	佐藤		千葉	髙橋	鈴 木			の支部		安住	佐々木	
	— 弘		_	字原一七 - 一家均名	16日美丁美刀子	博	貴幸	j	武彦	貞一	7	-	佐	健一郎	責度	nim/ Win/	栄樹	洋 一	健治	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	左 マ 木 ち づ る	政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)	八岩沼市中央三 - 三 -	淳	木	米澤まき子
	大 宮		大 <i>7</i> 沼	大字加 東美	∏ € 17	芳賀	鬼 柳	j	佐藤	千葉	包藤		小嶋	残 間	村 上	† =	村 上	鎌田	本田	: 注 里	表 野 ち づ る 旧	体以外の	四岩三沼	今 野	山口	深谷
	勇		千 束	大字東北原一二 - 一一字東北原一二 - 一一	旧美丁二良家	忠義	修	į	康孝	秀一	育	Ē.	悦 夫	弘	山 <u>(</u> 日)		悟	直人	洋		o ブ る 旧	3政治団体)	四三 岩沼市館下一 - 五 -	東吾	正信	晃 祐
						平成		_ !	平成		되 <u>万</u>	<u>7</u> Ž		平 成		_	平 成		平成	<u> </u>	平 屋		平 成	平 成	平 成	平 成
		二月七日	一 十 五 年	工月十八日	- i . F .	平成二十五年		二月二十七日	十五年		1月十四日	i E	- - - -	平成二十五年		月二十六	平成二十五年		平成二十五年		届出年月日		平成二十五年	平成二十五年	平成二十五年	平成二十五年
		日		日		日		日			日		F	∃		日			日	日			日	日	日	日

第2440号	平成	25年	3月1	5日	金曜	日	宮	城	県	2	<u> </u>	報							(10
村井嘉浩知事を支援す	原南部支部宮城県商工政治連盟栗	三浦すすむ後援会	沼倉利光後援会	都市政経研究会	21土井とおるチャレンジ	千葉とおるの会		千葉けんじ後援会	高橋義雄後援会	菅原みのる後援会	白ゆり会	塩釜医師連盟	佐藤まさる後援会		佐藤長成後援会	県総支部連合会国民の生活が第一宮城	- 9 議会を傍聴する会SL	小野かずお後援会	大橋信夫後援会
主 の代 た る 氏表 事 務 名者	所の 所 在 事 務	所 の 所 な 事 務	の代 氏表 名者	の会計 舌 会計 会 者	所 の 所 を 事 務	の 会 計 責 任 者	の 会 計 責 任 者	の政 名団 称体	所 の 所 在 事 務	の 会 計 責 任 者	の政 名 団 称体	の 会 計 責 任 者	の 会 計 責 任 名	の会 計 責 任 名	の代 氏表 名者	所 の 所 在 事 務	の 会 計 責 任 者	所の 所在 事務	の代 氏表 名者
黒川郡大衡村大衡字	五栗原市築館源光一 -	一〇四 - 二加美郡加美町字大門	佐々木仁司	佐々木 心	一一 - 一二 仙台市青葉区二日町	千葉ちか子	三浦勝則	千葉けんじ後援会	畑前六六栗原市若柳有賀字田	菅原 大輔	白ゆり会	及川潤一	大嶋聖次	髙沢 忠義	秋保 英俊	- 六 - 三仙台市泉区泉中央二	佐藤金一郎	一 - 二四 - 六亘理郡亘理町字悠里	鷲足 亮一
黒川郡大衡村大衡字	二 - 二七栗原市築館薬師四 -	二三四 - 三加美郡加美郡字大門	沼倉	山口正信	- 四 - 一八仙台市青葉区中央三	柏村和文	熱海道良	千葉ケンジ後援会	一〇四 栗原市若柳有賀字峯	伊藤きみこ	鎌田さゆり後援会	鳥越絋二	大場和男	髙沢一男	文谷 好吉	二 - 八 - 一四仙台市青葉区国分町	阿部芳明	九二四六三理郡三理郡三理町字東郷	片倉 喜蔵
平成二十五年	平成二十五年	平成二十五年	平成二十五年	平成二十五年 二月十四日	平成二十五年	平成二十五年 二月十四日		平成二十五年 二月八日	平成二十五年	平成二十五年	平成二十五年 二月四日	平成二十五年	平成二十五年		平成二十五年	平成二十五年	平成二十五年	平成二十五年	平成二十五年
政(その他の政治団体)		平成二十五年三月十五日	おり公表する。	ガニトニキテヌを最与書のませ、政治資金規正法 (昭和二十三年	〇宮選管告示第二十七号 ラフエニ経技会	ドトEニ 後援会 佐藤まさる後援会	佐藤けんすけ後援会 (下増田の記されず) (名) (名) (本) (名) (名) (名) (名) (名) (名) (名) (名) (名) (名	大喬主台後爰会市川一朗ふるさと後援会	池田友信後援会	あく 斤夏 後 爰会 政治団体の	この他の政治団体(政党、社会の)	みんぱの党宮成県議会第6支部日本維新の会宮城県第4区支部	政治団体の		S 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	平戊二十五甲三引十五日団体が解散した旨届出があった。	政治資金規正法(昭和二十三年)) 宮曜管告示停二十六号の氏	の

5在地 平林九八-九 名者 古賀 昭信 塩浪三 四四 曽根 昭雄

二月二十六日

|年法律第百九十四号) 第十七条第一項の規定により、次のとおり政治

宮城県選挙管理委員会

委員長

菊

地

光

輝

名 称 畠山 昌樹 代表者の氏名 平成二十四年十二月三十日 解散年月日

政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)

阿部 千夏

平成二十五年二月二十七日

の名称 小坂 信雄 代表者の氏名 阿部 千夏

平成二十五年二月二十七日

解散年月日

の明日を考える会)

佐藤 大橋 葛岡

栄 莊冶 重利

中島

勝

平成二十三年十二月三十一日 平成二十三年十二月三十一日 平成二十四年十二月八日 平成二十四年十二月三十日 平成二十五年二月八日 平成二十四年十二月三十一日

小野寺正美

∃があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと |年法律第百九十四号) 第十七条第一項の規定により、政治団体から平

委員長

菊

地

光

輝

宮城県選挙管理委員会

改治団体の収支報告書の要旨(単位:円)

(11)	平瓦	戈25	年 3	月·	15日] 3	金曜	日		宮	•	城		県		公		報								第2	2440	号	
備品・消耗品費 1,814	経常経費 1,814	3 支出の内訳	2 支出総額 1,814	前年繰越額 1,814	1 以入総額 1,814	報告年月日 25. 1.10 (24.12.30解散)	資金管理団体の届出に係る公職の種類 涌谷町長	資金管理団体の届出をした者の氏名 大橋 荘治	大橋荘冶後援会	(資金管理団体)	政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)	委員長 菊 地 光	宮城県選挙管理委員会	平成二十五年三月十五日	おり公表する。	成二十三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団	○宮選管告示第二十八号	組織活動費 16,863	政治活動費 16,863	3 支出の内訳	2 支出総額 16,863	前年繰越額 16,863	1 以入総額	報告年月日 25. 2. 26 (23. 12. 31解散)	米木正二後援会	2 支出総額 0	1 以入総額	報告年月日 25. 2.12 (23.12.31解散)	佐藤まさる後援会
3 支出の内訳	2 支出総額	前年繰越額	1 以入総額	報告年月日 25. 2. 28 (25. 2. 27解散)	みんなの党宮城県議会第6支部	2 支出総額	1 以入総育	報告年月日 25. 2. 27 (24. 12. 30解散)	公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員	公職の候補者の氏名 畠山 昌樹	国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の	型 日本維新の会宮城県第4区支部	(政党の支部)	政治団体の収支報		その要旨を次のと	政治団体から平 平成二十五年三月十五日	おり公表する。	成二十四年分収支報告書の提出があったので、	政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十七条第一項の規定により、	〇宮選管告示第二十九号	2 支出総額	1 以入総額	報告年月日 25. 2. 26 (23. 12. 31解散)	米木正二後援会	2 支出総額	1 以入総額	報告年月日 25. 2.12 (23.12.31解散)	佐藤まさる後援会	(その他の政治団体)
	3,067	3,067	3,067			0	0				法第十九条の七第一項第一号			政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)	委員長 菊 地 光 輝	宮城県選挙管理委員会			成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと	四号) 第十七条第一項の規定により、政治団体から平		0	0			0	0			

第24	40 두	를	平成	t 25	年 3	月1	5日	ž	金曜	日	宮	•	城		県		公		報										((12)
市川一朗ふるさと後援会	組織活動費	政治活動費	3 支出の内訳	2 支出総額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 25. 2. 21 (24. 12. 31解散)	池田友信後援会	(その他の政治団体)	2 支出総額	1 以入総額	報告年月日 25. 1.21 (24.12.30解散)	資金管理団体の届出に係る公職の種類 涌谷町長	資金管理団体の届出をした者の氏名 大橋 荘治	大橋荘冶後援会	事務所費	備品・消耗品費	人件費	经常経費	3 支出の内訳	2 支出総額	前年繰越額	1 以入総額	報告年月日 25. 2.28 (25. 2.27解散)	資金管理団体の届出に係る公職の種類(宮城県議会議員)	資金管理団体の届出をした者の氏名 阿部 千夏	あべ千夏後援会	(資金管理団体)	事務所費	経常経費
	27,158	27,158		27,158	27,158	27,158				0	0					78,149	86,135	360,000	524,284		524,284	524,284	524,284						3,067	3,067
報告年月日 25. 2. 28 (25. 2. 27解散)	資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員	資金管理団体の届出をした者の氏名 阿部 千夏	あべ千夏後援会	(資金管理団体)	2 支出総額	1 以入総額	報告年月日 25. 2. 28 (25. 2. 27解散)	みんなの党宮城県議会第6支部	(政党の支部)	政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)		宮城県盟	平成二十五年三月十五日	おり公表する。	成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のと	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から平	○宮選管告示第三十号	2 支出総額	前年繰越額	1 以入総育	報告年月日 25. 2.14 (24.12.8解散)	佐藤けんすけ後援会(下増田の明日を考える会)	一件十万円未満のもの	その他の収入	3 本年収入の内訳	2 支出総額	本年収入額	前年繰越額	1 以入総會頁	報告年月日 25. 2.14 (25. 2.8解散)
					0	0				(単位:円)	委員長 菊 地 光 輝	宮城県選挙管理委員会			条第一項の規定により、その要旨を次のと	七条第一項の規定により、政治団体から平		0	2,985	2,985			4	4		0	4	28,555	28,559	

(13)	平成	25		月15日			扂	ī'	城	,	県		公		報								第2	440	号	
平成二十五年三月十五日	管理団体の指定を取り消した旨届出があった。	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定により、次のとおり資金	○宮選管告示第三十二号	員 所の所在地 門一〇四-二 門二三四-三三浦 進 加美町議会議 三浦すすむ後援会 主たる事務 加美郡加美町字大 加美郡加美町字大	鎌田さゆり 衆議院議員 白ゆり会 名称	者の氏名 おります 名 おります 新り 田頃の異動の 公職の種類 名 ない 異動 事 項 新り 田崎の民計画 おおおお おおおおお おおおおお おおおおお おおおお おおおお おおお	本)留出事 資金管理団 委員長 菊 地 光 輝	宮城県選挙管理委員会	平成二十五年三月十五日	管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。	政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第三項の規定により、次のとおり資金	○宮選管告示第三十一号	組織活動費 28,561	政治活動費 28,561	4 支出の内訳	一件十万円未満のもの 2	その他の収入 2	3 本年収入の内訳	2 支出総額 28,561	本年収入額 2	前年繰越額 28,559	1 収入総額 28,561	報告年月日 25. 2.14 (25. 2.8解散)	市川一朗ふるさと後援会	(その他の政治団体)	2 支出総額 0	1 以又入総66頁 0
別表第3中	み &	9資金			後援会	7			別表第2中	화 &	警察署の	警察署		平成25年	警察署の下	○宮城県公安			大橋 羽冶		阿部千夏	の氏名だ者	出取の 取り は に は に は に は に の の の の の の の の の の の の	資金管理団	─────────────────────────────────────		
		\[\frac{1}{2}\]	Ĕ,	l	沼倉	<u></u>	-	-	_		部機構に関す	署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則		年3月15日	下部機構に関する規則の一	宮城県公安委員会規則第2			消谷町長	A STEET	宮城県議会議員		公職の種類		九条第三項第一号による届出		
			辺會駐左昕		沼倉駐在所	下増田駐在所					する規則(昭	こ関する規則			する規則の一	第2号	グ安委	7	大橋郭	- 人 新司 - 十					一号による届		
		K	田田 計 選		栗原市栗馬	名取市美田園七丁	1	分 目 +			和29年宮城リ	の一部を改訂			部を改正する			1	大橋 拓冶後接会		あべ千夏後援会		名 資金管理団体の 称		出		
		574后只是~用~5十	亜百古亜駒が合書約 2 釆州 /		栗原市栗駒松倉貴船 2 番地 1	1園七丁目18番地の8	日本/1947ン 次子(東子)19年5507年	\$·孙辅州\$?\$***********************************			下部機構に関する規則(昭和29年宮城県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正	Ξする規則	宮城県公安委員会委員長		部を改正する規則を次のように定める。				沼町一五四字田		U51 仙台市太白区大塒		所 在 地主たる事務所の			委員長	宮城県選挙管理委員会
							1	_			号)の一部を				888				大橋 羽冶		阿部 千夏		氏代 表 者 名の			菊地	会
					仲	<u></u>	ا آ	*			:次のようにご		中村 孝也						平月二十一日	龙	平成二十五年		届出年月日			光輝	
		, ,	삵			· · ·					Ħ								日	É	<u> </u>						

第2440	号	平成	₹25 £	₹3月	15日	金	曜日	5	Ì	坊	ţ	県	;	公		報									(14)
選 チュ		\$ W [水上警備派出所		水上警備派出所	仙台空港警備派出所	別表第5中	加える。	別表第 4 若柳警察署の	を除く。)まいの二丁目	に改め、同表落合駐在月	7番まで) 吉岡、吉岡	別表第4大和警察署の表署所在地交番の頂中「吉岡、	ら美田園八丁目まで、木	を「から竹の里三丁目ま	を「愛の杜一丁目、愛の	から杜せきのした三丁目まで、	別表第4岩沼警察署の	分台一丁目から岩切分台	別表第4仙台東警察器	める。	石巻警察署 7		石巻警察署	岩沼警察署 出	г
公布の日から施行する。			宮城県内水上区域一		宮城県内水上区域	斤 仙台空港施設—			D表金成駐在所G	まいの二丁目からまいの四丁目まで、	析の項中「落合、)、吉岡、吉岡東一丁目」に改め、)表署所在地交替	杜せきのした四丁目」を加える。	€で」に改め、同)杜二丁目、飯里	3まで、杜せきの)表増田交番のエ	岩切分台三丁目まで」る	雪の表洞ノ口駐 る		水上警備派出所		水上警備派出所	仙台	- \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
ただし、別表第3及び別表第5の改正規定は、平成25年4月			3		区域一円	3			別表第4若柳警察署の表金成駐在所の頂中「金成下沼田」の次に「、金成新金生、金成新桜町」を	"目まで、松坂平一丁目」に改める。	同表落合駐在所の頂中「落合、松坂平一丁目」を「落合、まいの一丁目(1番から7番まで	め、同表成田交番の項中「明石台六丁目」を「明石台八丁目」	∳の項中「吉岡、吉岡東一丁目」を「まいの一丁目(1番から	「目」を加える。	を「から竹の里三丁目まで」に改め、同表下増田駐在所の項中「杉ヶ袋」の次に「、美田園一丁目か	愛の杜二丁目、飯野坂一丁目」に改め、同表千貫駐在所の頂中「、竹の里二丁目」	杜せきのした五丁目」を加え、同表館腰交番の頂中「飯野坂一丁目」	別表第4岩沼警察署の表増田交番の頂中「増田九丁目まで、増田」の次に「、杜せきのした一丁目	を加える。	別表第4仙台東警察署の表洞ノ口駐在所の項中「岩切(七北田川の北側の地域)」の次に「、岩切		石巻市潮見町16番地1 に改			名取市下増田字南原無番地 仙台空港ビル内 を	
7	Г	-	, 1 [7	 1 Г	7		Š						_	_				継	娳			娳		
刑事総務課		刑事総務課		十.6.父十.5. 国家	4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		生活安全企画課		同条第4項の表中										445	第3条第1項の表中	宮城県警察組織規則(昭和37年宮城県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。	宮城県警察組織規則の一部を改正する規則	平成25年 3 月15日	宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。	〇宮城県公安委員会規則第3号	日から施行する。
宮城県警察公判対策室		宮城県警察公判対策室		宮城県警察ストーカ	宮城県警察		宮城県警察		広 報	7				375	N V			ďži	\$ \$	#	則(昭和37年	職規則の一部		則の一部を改	視則第3号	
公判対策室		公判対策室		ŀ	宮城県警察犯罪抑止対策室									민	차			믠	쇼 7		宮城県公安委	を改正する規		正する規則を		
				D V特別対策隊	ା		HD)	Γ	杏石	7	Ď	7	洄	K	Ħ		口	K			員会規則	浬		次のよう		
				対策隊					報公		#	#	凩	a	Ĥ		费	a	ì		第2号)	宮城県		に定める		
									聴謀		Ď	7	盐	台	*		盐	000	*		の一部を	宮城県公安委員会委員長		ő		
									ڵ		400	H H	嫇	Ä	±Λ		ভ	Ŗ	÷Λ		次のように	会委員 長				
											- R	#	蜵	Ķ	II ⊞		骗	Ķ	⊪ ⊞		こ改正する	中本				
に改	L	- M	L	<u>`</u>	ī	_	144				_		万辺			_		r\$1			, v	か も				

洏

民相談課

盐

娛

빪

査

⊪

係課命部県る長ぜ長

民相談課長の命を受け、相談及び苦作調査等に関する事務を掌理し、県民株を補佐する。ただし、総務部長から4でれた場合は、その事務を掌理し、終済が表情でする。

城 県 公 報

ол Од

메

城県

警察情報分析支援室

備施設課の頃の次に次の2項を加え 雏5 県民相談課 条総務課の頃中第7号及び第8号を . М 遭じ、 第9号を第7号 、イン 第10号を第8号

相談及び苦情に関すること。

広報広聴課

広報・広聴に関するこ

情報公開に関すること。

凾 人情報の保護に関すること。

 $\widehat{\omega}$ 0 \equiv

<u> 4</u> 咖 楽隊の運営に関すること。

第5 条広報相談課の項を削る。

を加え 艦 第6条生 活安全企画課の項第5号中 「犯罪抑止対策室」の次に「及びストーカー・DV特別対策隊」

物対策課の項第1号中 бЛ 第7 条刑事総務課の項第5号中「公判対策室」の次に「及び情報分析支援室」 「けん銃」 例 「拳銃」 に改め、 同項第3号中 「覚せい剤」 悧 を加え、 「覚醒剤」に改め 同条銃器薬

第17条第1項の表中

広報相談課 盐 깷 빪 臽 ⊪ 係課命部広る長ぜ長報調をらを報調をらる 報相談課長の命を受け、相談調査等に関する事務を掌理し 調査等に関する事務を掌理し を補佐する。ただし、総務部 られた場合は、その事務を掌 を補佐する。 目談及び苦情に 里し、広報相談 第部長から特に 等望せし、総務

情報が 自然 おい 数 し 数 し 務 し 数 し 務 に改

L

149

宮城県警察少年事件特別捜査隊」に改め、 Š 支援室」 同条第2項中 を加え、 同条第6項の表中 「宮城県警察少年事件特別捜査隊」 「宮城県警察公判対策室」の次に「、 悧 「宮城県警察ストー - -宮城県警察情報分析 DV特別対策隊、

> 区報 談課 盐 相談指導

叫 広報相談課長の命を受け、広報相談課の所掌! うち相談及び苦情に関する事務等を掌理し、広! 課長を補佐する。ただし、総務部長から特に命: た場合は、その事務を掌理し、総務部長を補佐! の数れらる の数れ。

悧

Ý

Ç

回条装

릹錽

民課 盐

相談指導

⊪

県民相談課長の 務を掌理し、県長 部長から特に命せ 総務部長を補佐す 長の命を受け、本票民相談課長を答けてもおけられた場合に たする。 相談及び苦を補佐する。 生情に関する事ただし、総務 ただし、総務 事務を掌理し、 長る事 総総総

対じ

Ø 00 00

第18条第3項の表中「施設管理係」 悧 「施設企画係」に改める。

쫑 浬

この規則は、 平成25年4 Ш 1日から 施行す

〇宮城県公安委員会告示第34号 道路交通法(昭和35年法律第105号) 第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの

規定により、 技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する

平成25年3月15日

宮城県公安委員会委員

. 加

士 ₩ 勘

資格審査の種類、 期日及び場所

自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者	新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成24年、25年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者	現に技能検定員、教習指導員である者が普通自動二輪車免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	新たに技能検定員の資格又は教習指導員 の資格を取得しようとする者	資格審査の種類						
平成25年5月11日から 平成25年7月31日まで										
	回信の部地宮城県運転免許センター	合 合 市 製 果		資格審査の場所						

資格審査申請手続

2

 \equiv 受付期間 第2440号 平成25年3月15日 金曜日 宮 城 県 公 報 (16) 2 $\widehat{\omega}$ やの街 問い合わせ先の電話番号 022-373-3601(内線221、222) 詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。 イ 配布場所 まで(土曜、日曜及び祝日を除く。) 資格審査申請用紙の配布 受付場所 15分まで 宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課 仙台市泉区市名坂字高倉65番地 平成25年3月15日(金)から平成25年4月19日(金)までの午前8時30分から午後5時15分 配布期間 宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課) 平成25年3月15日(金)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時